

デザイン使用ルール

(1) 標記等の記載

●デザインを使用する場合には、以下①②どちらかの標記が必要です。

①「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」

②「Chiba Prefecture Mascot CHI-BA+KUN」

余白がない場合やデザインの都合上、長い標記を入れることができない場合は、省略して「チーバくん」または「CHI-BA+KUN」のみ記載してください。

(例)



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



チーバくん



CHI-BA+KUN

●ポイント

「チーバ」はカタカナで、「くん」はひらがなです。

- × チーバ君、ちーば君、ちーばくん、チーバくん
- × CHI-BA KUN、CHIBAKUN（一と+を抜かないでください）

「ゆるキャラ」は登録された商標なので使用しないでください。

デザイン使用ルール

(2) デザインの改変(加工)について

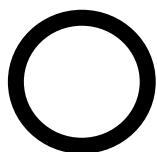
チーバくんのイラストは、原則、改変を加えることはできません。

デザイン上、やむを得ず改変を加える場合は、県によるデザインの監修が必要になります。

場合によっては修正をお願いする、または使用を認めないことがあります。

以下のことに注意して、イラストを使用してください。

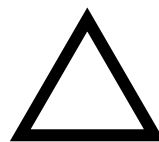
(凡例)



使用可



使用不可



使用にあたって
県の監修が必要

① 縦横の比率を変えない

● 縦に引き伸ばしてスリムにしたり、横に引き伸ばして太らせたりしないでください。

(例)

正しいイラスト



縦に引き伸ばす



横に引き伸ばす



② 反転しない

● 左向きのイラストを右向きにするなど、反転することはできません。

(例)

正しいイラスト



反転



デザイン使用ルール

③回転させない

●チーバくんのイラストを回転させることはできません。

(例) 正しいイラスト



回転



④トリミングしない

●チーバくんのイラストを切り取って使用することはできません。

(例)

正しいイラスト



台を削除



(例)

正しいイラスト



下半身を削除



(例)

正しいイラスト(背景付き)



背景の切り取り



デザイン使用ルール

⑤色を変えない

●チーバくんの体は、カラー表示の場合は赤、白黒表示の場合はグレーです。

指定色以外に着色できません。

●線のみ(体に色なし)の場合、線の色は自由です。

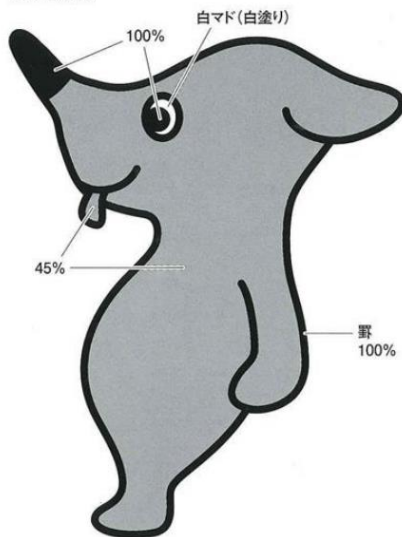
●シルエットの利用はできません。

●カラー表示



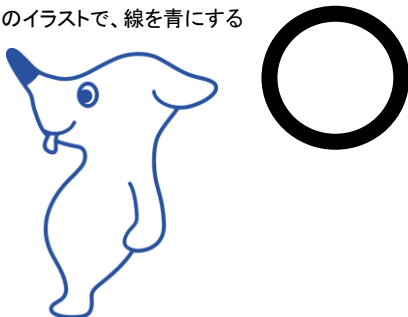
DIC 157[18版] DIC 582[18版]
M100%・Y95% K100%

●単色表示



(例)

線のためのイラストで、線を青にする



(例)

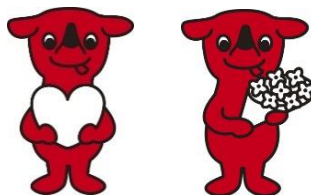
塗りつぶしてシルエットにする



●ポイント

チーバくんの持ち物(ハート、花束等)に着色をした場合は、
県による監修が必要になります。

場合によっては色の変更をお願いすることがあります。



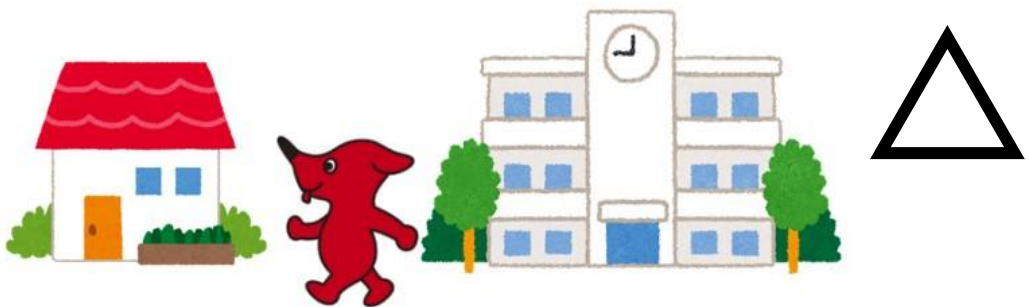
デザイン使用ルール

⑥背景について

- 背景画(イラスト)にチーバくんを組み合わせる場合、県によるデザインの監修が必要です。
- 背景に単色や、写真を使うことはできます。
- 背景にグラデーションやボーダー柄など、特殊なデザインが入る場合は、県によるデザインの監修が必要です。

(例)

建物のイラストを背景にして、チーバくんを配置する⇒県によるデザインの監修が必要です



(例)

単色の背景を加える



(例)

写真を背景にする



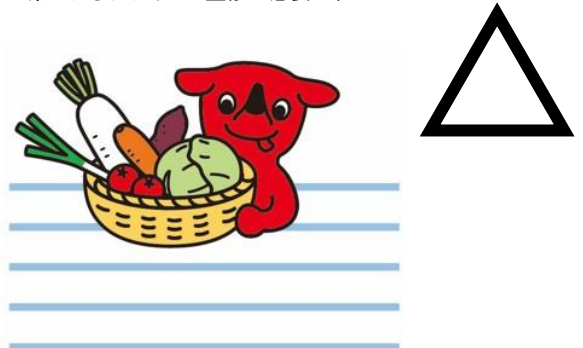
(例)

グラデーション背景は
県によるデザインの監修が必要です



(例)

ボーダーなど特殊なデザイン背景は
県によるデザインの監修が必要です



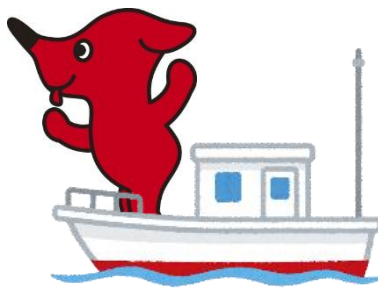
デザイン使用ルール

⑦-1 画や他のイラストと組み合わせない

- 他イラスト／キャラクター／文字は、チーバくんのイラストと重ねたり、組み合わせたりすることはできません。

(例)

物を持たせる、乗り物に乗せる(他のイラストと組み合わせる)



(例)

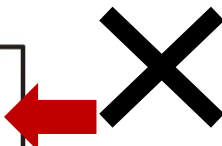
チーバくんの上に重ねて文字を配置する



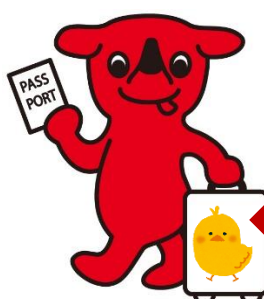
(例)

チーバくんが手にしているものに絵や文字を追加する

説明文を追加



他者のイラストを追加



デザイン使用ルール

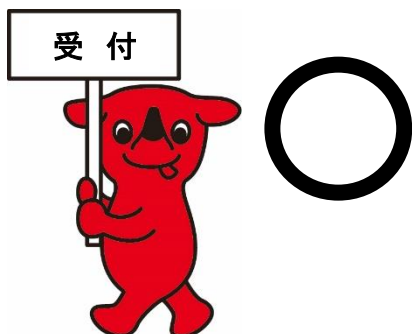
⑦-2 画や他のイラストと組み合わせない

- チーバくんイラスト【サイン・旗】の⑨式典⑫のぼり⑬プラカードについては、文字を入れることができます。

ただし、お店の名前、商品名、イベントのPRをするための文字は入れることができません。

(例)

イベント等で場所を案内するために使う



(例)

社会一般的に広く使用されている標語等を入れる



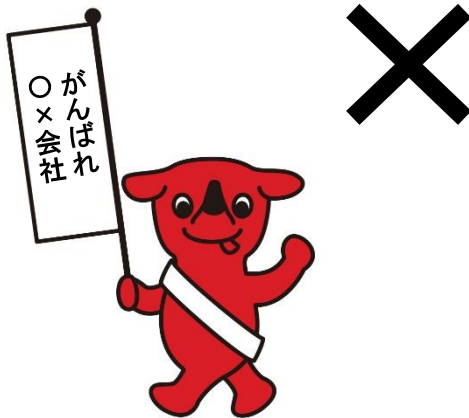
(例)

お店の名前や固有名詞、
イベントをPRするために文字を入れる



(例)

持ち物等に団体名を追加する



(例)

団体のロゴマークにする



(例)

団体のロゴマークと組み合わせる

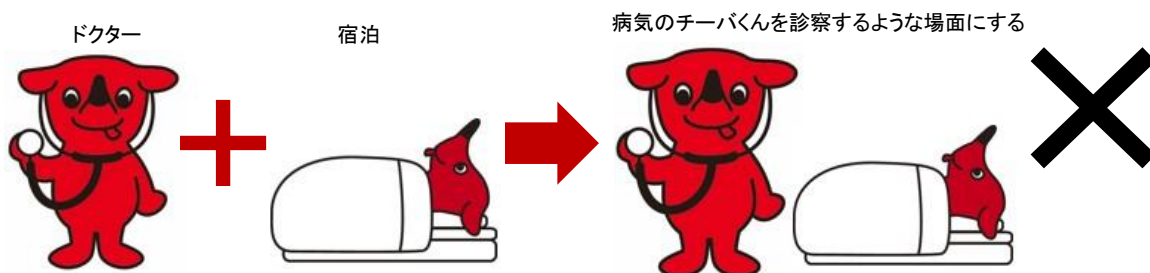


デザイン使用ルール

⑧イラストの配置について

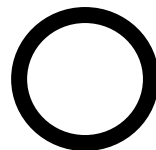
- 複数のイラストを組み合わせる別の場面に見せたり、元のイラストの意味と異なるシーンにすることはできません。
- パターン柄や総柄として配置することができます。
- 他イラスト／キャラクターとチーバくんを並べて配置する場合、県による監修が必要です。

(例)



(例)

チーバくんをちりばめてパターン柄や総柄の物品(タオル・ハンカチ等)を作ることは可能です。



(例)

チーバくん和他者作成のイラストを並べて配置する場合は、県による監修が必要です。



デザイン使用ルール

⑨話し言葉について

- ・話し言葉については、原則として県の監修が必要です。
- ・イラストのチーバくんが話すのは、以下の千葉県をPRする言葉のみとします。
- ・チーバくんの一人称は「ぼく」ではなく、「チーバくん」です。
- ・ですます調ではなく、「～だよ」「～だね」と話します。
- ・特定の商品やお店、個人を宣伝する言葉を話すことはできません。
- ・長い文章や難しい説明文を話すことはできません。

■千葉県にお客様を呼び込む言葉

(例)「ちばにきてね!」「ちばでまってるよ!」

■物産・観光をPRする言葉

(例)「千葉県の〇〇おいしいよ!」「千葉県で△△たのしいよ!」

※〇〇には物産品名(なし・お米・いわし等。商品名は不可)、△△には観光・体験名が入ります。(キャンプ・サーフィン等。固有の施設名は不可)

■チーバくんの着ぐるみが参加するイベントの宣伝に、

チーバくんのイラストをチラシ等を使うとき

(例)「チーバくんも遊びにいくよ!」

■その他、県及び市町村の事業や、千葉県の魅力の広報をする目的で、

県が特に必要と認め、県の監修を受けた言葉

(例)



(例)

特定の商品やお店、個人を宣伝する言葉を話すことはできません

